みなさんにお願いしたいこと

どんな理由があっても、いじめはダメです。
いじめをしないでください。

もし、いじめでつらい思いをしたときは、悩みを一人で抱え込まず、周りの人に相談してください。
もし、友だちに相談されたり、いじめに気づいたりしたときは、身近な大人に相談してください。

大人は、いじめられた子どもといじめに気づいた子どもを全力で守ります。
そして、いじめた子どもに対しても、いじめをくり返さないように指導し、支えていきます。

小・中学生のみなさんも、いじめについて自分の考えや意見を話し合う場をもち、自分たちに何ができるのか、積極的に意見を表明してください。

高知県のすべての大人は、みなさんが学校や地域で安心して生活できるよう協力し合い、いじめで苦しむことのない社会づくりに取り組んでいきます。

みんなで、「いじめを許さない」安全・安心であったかい高知県にしていきましょう。

もし、周りの人に相談できない場合は、まずはお電話で相談してください。
一人で抱え込まないでください。

きらっと いきいき あったかい
高知家の教育

いじめについての相談窓口

◆ヤングテレホン（高知県警察本部生活安全部・少年サポートセンター内）　088-822-0809

◆高知弁護士会　子どもの権利１１０番　088-872-0324

◆高知地方法務局　みんなの人権１１０番　0570-003-110　こどもの人権１１０番　0120-007-110

◆中央児童相談所　088-821-6700

◆幡多児童相談所　0880-37-3159

◆心の教育センター　24時間子どもSOSダイヤル　0120-0-78310

◆高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課　088-821-4722

高知県いじめ防止基本方針って？

小・中学生向け

高知県いじめ防止基本方針

1　いじめとは

いじめは、法律（いじめ防止対策推進法）で次のように定められています。

第２条（いじめの定義）　「いじめ」とは、児童等に対して、（中略）他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊いじめ防止対策推進法・・・平成２５年に、いじめを防止するために定められた法律

いじめられた子どもが、「つらい、苦しい」と感じていたらいじめです。

ことばでいやなことや悪口を言われたり、仲間はずれや無視をされたり、暴力を受けることだけでなく、金品をたかられたり、隠されたりすること、無理矢理いやなことをさせられるのもいじめです。インターネットでのひぼう・中傷といったいやがらせもいじめです。

「いやがっていないから、いじめじゃないだろう」と判断したり、いじめられていると思われる子どもが、「大丈夫だ。いじめられていない。」と言っているから、いじめではないと判断することは、いじめを見過ごすことにつながります。いじめられている子どもが、いじめがエスカレートすることを恐れて、いじめを訴えられないことがあることを、私たちは知っておかなければなりません。「いじめを行ってはならない」と法律で定められています。

高知県いじめ防止基本方針を令和６年にリニューアルしました。
新しい高知県いじめ防止基本方針は、子どもの権利を守ることや、子どもが自分の意見を言える場面をつくることを大切にしている「子ども基本法」の考え方を取り入れています。

2　高知県いじめ防止基本方針について

高知県では、県民が協力して、いじめをなくすためにどんな取組をしていくのかまとめています。

高知県いじめ防止基本方針が大切にしていること

高知県民が、安全・安心な社会をつくるための５つの視点

① みんなの人権を大切にし、いじめを見逃さないように子どもたちの小さな変化に気づく力を身につけること

② 子どもが、将来に向けての「夢」や「志」を持てるような社会をつくる努力をすること

③ 人と人とのつながりを大切にしていくこと

④ 地域のみんなで子どもを守り育てていくこと

⑤ 大人自身も、子どもたちにゆっくり向き合えるように、身の周りの環境を整えたり、余裕を持てるよう心がけること

いじめをなくすために高知県が行うこと

高知県では、いじめをさせない、いじめに気づく、いじめに対応する、みんなで協力する、という４つのことを中心に行います。

＊いじめが起こらない、安全・安心な学校や学級をつくれるよう学校を支援します。

＊スクールカウンセラーなどの専門家と協力し、いじめなどの悩みがある子どもやいじめに気づいた人が安心して相談できる環境を整えます。

＊重大ないじめが起こった場合には、子どもを守り、学校が安心して過ごせる場所になるよう、学校に協力します。

＊保護者や地域の人々がいじめについて理解し、いじめが起こった場合の対応方法を学んだり、相談できる環境を整えます。

みなさんの住んでいる市町村にも、それぞれの地域の特色に合った「市町村いじめ防止基本方針」がつくられています。

県や市町村の「いじめ防止基本方針」についても調べてみてください。

＊（参考）高知県教育委員会人権教育・児童生徒課　ホームページ

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310801/

3　いじめをなくすために学校が行うこと

学校では、安全・安心な学校づくりのために、次のことを行っています。

「学校いじめ防止基本方針」と「学校いじめ対策組織」をつくる

学校は、それぞれの学校の状況や特色に合った「学校いじめ防止基本方針」をつくります。

＊「学校いじめ防止基本方針」は、毎年見直しを行うことになっています。そして、見直すときにはみなさんの意見を取り入れるようにします。

学校は、必ず「学校いじめ防止対策組織」をつくります。

＊「学校いじめ防止対策組織」は、いじめを起こさせないための取組を計画し実行します。そして、いじめが起こった時に対応します。

＊「学校いじめ防止対策組織」は、いじめられた子どもやいじめに気づいた人が相談する窓口です。

いじめをさせない

学校は、みなさんがいじめ問題について、自分のこととして考え、話し合い、意見が言える活動に取り組みます。

学校は、いじめは決して許されないということをみなさんに伝え、人と人との豊かな人間関係をつくることで、いじめが起きない環境を整えていくようにします。

いじめに気づく

学校は、みなさんから信頼されるように努め、みなさんがいじめについて相談しやすい環境をつくります。

＊いじめは、外からは見えにくく、気づきにくいものです。大人はいじめを見落とすことがないよう、注意深くみなさんのことを見守ったり、専門家による研修を受けて、対応力を高めたりします。

いじめに対応する

いじめが起こったら、学校は、

＊いじめられた子どもやいじめを知らせてくれた子どもをしっかりと守ります。

＊先生同士で協力し、いじめにみんなで対応します。

＊保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、必要な時は警察などと協力して、いじめに対応します。

＊いじめた子どもに対して、いじめに向かうことがないよう、指導・支援します。

＊いじめが解決したように見えても、いじめられた子どもがいやな思いをしていないか、見守るようにします。